

三重県子ども計画(仮称)における重点的な取組の構成要素(案)**(1) 子どもの権利について学ぶ機会の提供**

- ・子どもの権利条約、こども基本法、子ども条例の普及啓発
- ・学校教育における子どもの権利教育の推進

(2) 子どもの意見表明及び社会参画の促進

- ・意見表明や社会参画の機会充実
- ・子どもの意見表明の支援(アドボケイト)

(3) 子どもの育ちへの支援

- ・多様な学び、遊び、体験機会づくり
- ・子どもが安心して過ごすことができる多様な居場所づくり
- ・子どもの貧困対策
- ・発達支援および医療的ケアが必要な子どもへの支援
- ・社会的養育の推進
- ・ケアリーバー支援
- ・外国につながる子どもへの支援
- ・不登校の子どもへの支援

(4) 子育て家庭への支援

- ・妊産婦、乳幼児ケア
- ・幼児教育・保育、放課後児童対策
- ・幼児教育・保育の質の向上
- ・子育て家庭への経済的な支援
- ・ヤングケアラー支援
- ・仕事と子育ての両立支援など働き方改革の推進

(5) 子どもの安全・安心の確保

- ・災害、犯罪、事故その他の危害から子どもを守る取組
- ・インターネットの適正利用
- ・体罰、不適切保育の防止
- ・児童虐待防止
- ・いじめ、自殺対策
- ・子どもの権利が侵害された場合の権利救済の仕組み

(6) 少子化対策、若者支援

- ・若者等の雇用対策
- ・出会い支援
- ・不妊に悩む家族への支援
- ・ひきこもりへの対策